



社会福祉法人 村 山 苑

村山苑だより



実りの秋と人とのつながり

業務執行理事 岡野 雅和



全国的には記録的な暑さがいまだに続く今年の夏ですが、秋の気配が待ち遠しい時期となりました。実りの秋は、自然の恵みに感謝するとともに、人と人とのつながりが育む豊かさに思いを寄せる季節でもあります。

社会福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、地域社会のつながりの希薄化など、大きな変化の中にあります。そのような時代だからこそ、支え合いの輪を広げ、一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりを進めることが、私たち社会福祉法人に課せられた重要な使命であります。

当法人の基本理念は、単に介護や支援を提供することではなく、お一人おひとりが自分らしく生きる喜びを感じ、その人らしい人生を歩み続けることを支えるという、私たちの揺るぎない使命を示しています。その実現には、利用者の皆様、ご家族、地域住民の皆様、関係機関、そして日々現場で力を尽くす職員一人ひとりとの信頼関係が欠かせません。福祉は人と人とのつながりによって支えられ、そのつながりが新たな安心や希望を生み出していきます。

九月には敬老の日があります。長年にわたり社会や地域を支えてこられた人生の先輩方に深い敬意を表するとともに、その歩みから学び、受け継いできた思いや絆を次の世代へとつないでいくことも、私たちの大切な役割です。

実りの秋は、収穫の喜びだけではなく、人との出会い、支え合い、感謝という「心の実り」を育む季節でもあります。当法人も地域福祉の一翼を担う存在として、理念を実践しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、自らの「生命の輝き」を感じられる社会の実現を目指してまいります。

今後とも、皆様の温かいご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度 事業報告

ここ数年の光熱水費、燃料費、食材料費を中心とした物価高騰は、事業運営に大きな影響を及ぼしている。令和7年度もその状況が続くなか、利用者支援に影響を及ぼすことのないよう、可能な限りの節約や工夫を行い、また補助金等の活用をしながら事業運営を行った。

施設設備整備関係において主な整備は、つばみ保育園の外壁塗装ほか大規模改修工事とふじみ保育園の外壁塗装工事を実施した。今後も建築費の高騰もある中ではあるが、各施設の施設設備整備については、その状態を点検し、コンサル契約をしている設計士とも相談しながら必要に応じた改修を行っていききたい。また、村山荘福祉事業センターの建て替えについては、次年度以降に改めて他施設も含めた総合的な計画を検討することとした。

利用者支援における「虐待防止」、「虐待根絶」については、法人内の「サービスの質の向上委員会」や施設ごとの取り組みによって、確実に職員の意識向上に繋ってきている。常に法人理念の認識の徹底、職員の意識向上はもちろんのこと、職場環境の在り方等の見直しを図り、何でも言い合える環境づくりを含め、再発防止に努めた。

感染症関係では、新型コロナウイルスにおいては、かなり落ち着いてきており、大きな集団感染もなかった。高齢者施設では、ご家族とのご面会、行事、ボランティア活動の受け入れ等、一定の条件は残しつつ通常の対応に戻した。インフルエンザや季節的に流行る感染症については、各施設基本的な対策は継続している。

人材確保については、介護職にとどまらず、特に今年度は保育士の確保には非常に苦慮し、外部からの人材派遣、紹介等に頼らざるを得ない状況であった。法人として新しい給与制度の実施、学校との連携、就職説明会への参加、各求人媒体の活用、動画の配信等、継続して人材確保に努めたが、例年以上に厳しい1年であった。職員の育成においては、令和7年度より全ての施設で「人事評価制度」を導入し、年2回のフォローアップ研修を実施、職員の意識改革、仕事の効率化やスキルアップに努めた。又、保育分野においては、4園共通の未来ビジョン、次世代人材の育成を目的に、コンサルタントに関わってもらいながら「未来プロジェクト」を毎月1回開催し、「誰もが自分らしく輝ける保育園」に向けての検討を行った。

業務改善については、ITの活用で業務省力、効率化に向けてため専門業者とのサポート契約を継続し、問題改善に努めた。

地域貢献、交流においては、富士見町地区での「コドモナツまつり」、本町地区での「ふりば」を継続して開催した。どちらも地域のお子さんを始め、近隣の高校生・協力して頂いた関係諸団体を含め、多くの方々に足を運んで頂き大盛況であった。次年度以降も継続することで計画している。又、東村山市内社会福祉法人連絡会とも連携しながら、「暮らしの相談ステーション」、「お昼ご飯お届け事業」、「食料等支援事業」、「東村山市内社会福祉法人連絡会設立10周年記念」のイベント参加、更に近隣の学校とも連携しながら交流行事の開催、ボランティアの受け入れも行った。法人内研修において、こうした活動から「地域貢献を考える」をメインテーマとし、職員の声を集約した結果、次年度以降「居場所づくり」に向けての取組みを検討することになった。

防災、災害対策関係では、法人全体の非常時災害BCPを整備したが、実践に生かした訓練については不十分なところもあり、次年度は有事の際に対応できるよう訓練の充実化を進めていきたい。

1. 法人本部

令和7年度は、各施設と連携を図りながら円滑な本部業務の遂行に努めた。一昨年度よりIT化、業務省力化に向けて専門業者が入っており、提案を頂きながら、各施設との情報発信、共有等の強化を図った。今年度も法人内の各委員会に本部職員が参加、陪席しながら委員会の取り組みや課題の把握、立案等意見を出し合いながら、村山苑全体として関わり、取り組んでいけるよう努めた。又、経営会議の中では、当初の中期計画5年目を迎える令和8年度以降の計画を中心に進めていった。令和8年度も継続して検討していく。

役員会においては、今年度より経理係長が陪席し、予算関係の報告を行った。又、役員、評議員の改選の年度であったが、円滑に手続きを進めることができた。

人材確保においては、継続して各種求人説明会への参加、学校への求人票の提出、各種媒体を利用しながら求人活動を行った。又、本部職員においても、「人事評価制度」を実施し、個別の面談において重点目標の設定の確認、評価に対するフィードバックを行いながら業務の確認、意識向上に努めた。

2. 介護保険事業

ハトホームは特養の稼働率が97.2%、併設のショートステイは平均利用者数が3.9名で合算では97.3%となり辛うじて目標値に達した。第2ハトホームは特養稼働率が99.1%、併設のショートステイは平均利用者数が8.0名で合算では99.1%、当初予算での目標値を大きく上回った。両施設とも中期計画での見込みから1年遅れて赤字からの脱却が実現し、建て替え以降初めて施設設備整備積立金を積み立てることができた。特に第2ハトホームでは特養入院者の空床利用も高い利用率となり、ショートステイの空床利用率が特養の稼働率を補う理想的な形となった。両施設とも事業継続のための経営安定に対する意識の向上と、集客のための工夫・努力、綿密な入所調整、現場の理解と受け入れ体制が実を結んだ。

コロナ禍から続く制限等は更に緩和が進み、入居者の外泊・外食を可とした。また、職員出勤時の健康チェックを廃止し、熱中症予防もあり入浴介助時のマスク着用を任意とした。今後は標準予防策の徹底を継続した上で、制限という観点ではなく、生活の質や働きやすい職場など本来の優先順位に立ち返りたい。

特養における生産性向上については、両施設でインカムの導入に向け、デモ機による試験利用を重ね検討を続けているが課題もあり年度内の導入には至らなかった。引き続き介護テクノロジーの推進を計画的に進め、働きやすい職場環境の実現がケアの質の向上につながるよう取り組んでいく。

虐待防止への取組みについては、昨年度の改善計画に基づく取組を継続し再発防止に努めた。

ほんちょうケアセンターは、通所介護事業は年度当初の稼働は平均利用率71%だったが、年末に向けて稼働率を上げていくことができた。現状としては通所介護の収益により居宅介護支援事業を補完する体制が定着しているが、今年度は経常増減差額が残念ながら赤字となった。

居宅介護支援事業はケアマネジャー3名体制で運営し、特定事業所加算の取得により収支改善が進み、安定化が見込まれている。一方で、業務負担軽減や質の向上、地域支援の強化のため、さらなる人員体制の強化が課題である。

通所介護事業は平均利用率75%超えは維持した。利用者の重度化や認知機能低下が進む中で、転倒防止や健康管理などリスク対応を強化し、個別性の高いサービス提供に努めた。感染症対策を継続しつつ、行事や園児交流などを段階的に再開し、利用者満足度の向上につなげた。一方で、有期契約職員の退職に伴う人員不足により、運営に影響が生じる場面もあり、直接雇用職員の確保が重要課題となっている。

訪問介護事業は年間を通じて一定の支援件数を維持し、ICT（ケアパレット）の導入により情報共有や業務効率の向上を図った。運営指導への対応として記録体制や指示系統の整備を進め、一定の改善が見られたが、加算返還やBCP未

提出による減算が発生するなど、法令遵守体制の強化が課題として明確となった。また、訪問介護員の高齢化と人員不足により新規依頼の受入制限が生じており、サービス提供体制の維持・強化に向けた人材確保と育成が急務である。

そのため、多角的な視点を持ちながら基準緩和型サービスにおいて元気なシニア層の活用を進めることで、事業の成長につなげていく必要がある。また、基準緩和型サービス従事者は研修受講が必要であることから、自施設にて研修体系を構築し、市の承認を得たうえで、人材育成および人材確保につながる体制整備を行った。

居宅介護支援事業は、複数人体制および ICT 活用により、情報共有の迅速化と業務負担の平準化を図った。本人主体の支援を基本としつつ、家族支援とのバランスを意識したケアマネジメントを実践し、安定した利用継続と高い満足度につながっている。一方で、給付管理や加算算定において一部課題が見られ、記録精度やチェック体制の強化が必要である。

安全衛生管理については、リスクマネジメント会議や研修を通じて事故・ヒヤリハットの分析と再発防止に継続的に取り組んだ。防災訓練や BCP 対応も進め、職員の意識向上と災害対応力の強化を図っている。

シルバーピア事業では LSA 体制を強化し、入居者との交流機会の創出などにより関係性の向上を図った。地域とのつながりを意識した取り組みも継続している。

今後は、人材確保と定着、ICT 活用のさらなる定着、法令遵守および記録管理体制の強化を重点課題とし、各事業の安定運営とサービスの質の向上を図るとともに、地域ニーズに応じた柔軟な支援体制の構築を目指していく。

3. 生活保護施設事業

救護施設村山荘、救護施設さつき荘ともに循環型セーフティネット施設という救護施設の機能・役割を果たしていくため、利用者の自立支援、地域移行、他法施設移管に取り組んだ。

居宅生活訓練については 2 施設とも施設機能強化推進費の特別事業として実施。両施設で 6 部屋の賃貸アパートを活用し、施設内の訓練室利用も含めて延べ村山荘 34 名 967 日間・さつき荘 6 名 763 日間の訓練を実施した。村山荘では地域移行できなかったが、さつき荘で 1 名が地域生活に移行している。保護施設一時入所事業は延べで村山荘 17 名 149 日間・さつき荘 3 名 37 日間の受け入れを行った。村山荘における通所・訪問事業については事業申請には至っていないが、独自事業として継続して実施した。

新設された就労支援加算、救護施設受入体制加算については体制が整わず申請を見送った。

また、さつき荘では精神保健福祉士加算の要件を満たすことができず申請を取り下げた。

生活困窮者自立支援及び社会福祉法人の地域貢献を進めるために、東社協の「はたらくサポートとうきょう」に参加するとともに、就労訓練（いわゆる中間的就労）の認定を受けて両救護施設が中心となり取り組んだ。

中長期計画にもあるように両施設の連携を強め、合同研修・合同イベントの開催や地域活動としての「護美プロジェクト」への利用者参加などを協力しながら実施した。次世代職員の育成や組織編制も両施設一体となって考えられるよう、各職種の施設間異動を行った。

評価制度をスタートさせ、人事院勧告に沿った形での事務費単価改正による増額分を職員待遇に還元するなど職員の働きがい向上に努めた。

4. 保育事業

令和 7 年は出生数が 68 万人、合計特殊出生率は 1.15 となり統計開始以来ともに過去最低を更新する数字となった。急速に少子化・人口減少が進むなか、すべてのこども・子育て世帯に対する切れ目のない支援として幼児期までの子どもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等「こども誰でも通園制度」が令和 7 年度から法律上の制度として実施されたところである。保育 4 園ではつばみ保育園、ふじみ保育園は定員での受け入れを行うと共に、ほんちょう保育園では 100 名の定員のところ 110 名、ひよし保育園で 2 歳児の弾力運用として 4 月と 11 月より、2 名増員し定員 80 名のところ、82 名の受け入れ運営を行った。

地域のニーズに対して子育て家庭の支援として、各園が特色活かし、園内での育児講座や園庭開放だけでなく、園内の行事に参加することで同年代の園児と関われるよう工夫を行い、ともに参加された保護者の方が限られた時間のなかで、ゆっくり過ごしながら育児相談ができるような取り組みを行った。又、近隣の公園に行き、手遊びや紙芝居屋さん等を行ってきた。今後も継続して各園が地域の中での保育所の役割を意識し、開かれた保育園である取り組みを行っていく。

保育士の人材確保や離職防止、働きやすい職場づくりに向け、各園の現状、課題等を出し合い、目の前の改善だけでなく「保育園の 3 年後の未来に向けて」を話し合い（未来プロジェクト）、【誰もが自分らしく輝ける保育園】を目標とすることを決定した。

また、前年度に続き不適切保育、虐待防止に向け全職員対象での虐待防止チェックだけでなく、園内研修やグループワーク等を行うことが出来た。

5. 障害福祉サービス事業

令和 7 年度の事業運営にあたっては、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の内容を遵守し、適切な運営に努めた。「働く喜びをすべての人に」という基本目標のもと、今年度は①就労継続支援 B 型における柔軟な支援体制の拡充、②就労移行支援における訓練活動の再編、③就労定着支援体制の確立、④職員のスキルアップと情報共有の促進、⑤令和 8 年度「障害者就労選択支援事業」開設に向けた準備、という 5 つの重点方針を掲げ、各施策を推進した。

利用状況については、障害種別を問わず積極的な受け入れを行い、年間平均登録者数は就労継続支援 B 型で 64.0 名（定員 65 名）、就労移行支援で 14.3 名（定員 15 名）と、定員充足率 100% を若干下回った。一方で年間延べ利用者数は 14,467 名、1 日当たり平均利用者数は 57.6 名（就労 B：45.1 名、移行：12.4 名）に留まっており、今後は安定通所に向けた支援に注力したい。

運営面では「地域貢献」を重点テーマに掲げ、法人内事業所との相互連携を強化した。具体的には「コドモナツマツリ」の開催や「かみつぐ助成金」の有効活用、法人内外の職業体験やボランティア活動の受け入れや参加などを通じ、地域住民との交流促進に積極的に取り組んだ。

これらの活動により、地域社会に開かれた事業所としての役割を一層推進することができた。

事業別の成果においては、就労継続支援 B 型で高工賃還元に向けた受注拡大に注力した結果、年間売上は 27,556,289 円（前年実績：24,801,698 円）と着実な伸びを見せた。平均工賃支給額は 44,100 円となり、前年度実績数値（38,106 円）を上回る結果となった。これは東京都および全国平均を大きく上回る高水準である。これにより、令和 8 年度の基本報酬区分においては、上位から 2 番目（平均工賃 35,000 円以上）を確保できる見通しとなった。

また、就労移行支援では、年間 4 名以上の一般就労を目標に掲げた取り組みにより、計 9 名の一般就労者を輩出し、目標を達成した。これに伴い、令和 8 年度基本報酬区分は就労移行において上位から 2 番目（就労移行率 40%以上 50%未満）、就労定着においては最上位区分を獲得できる確実な実績を残すことができた。

人材育成面では、本年度より導入した人事評価制度を活用し、職員の役割の明確化と専門性の向上を図ってきた。今後も次世代を見据えた人材育成に一層努めるとともに、令和 8 年度の新事業開設に向け、より質の高い支援体制の構築に邁進したい。

法人単位 資金収支計算書

(自) 令和7年4月1日 (至) 令和8年3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A)-(B)	
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入	1,058,056,000	1,059,043,940	△ 987,940
		保育事業収入	1,140,860,000	1,148,933,054	△ 8,073,054
		就労支援事業収入	27,806,000	28,026,397	△ 220,397
		障害福祉サービス等事業収入	177,616,000	175,673,435	1,942,565
		生活保護事業収入	793,471,000	793,176,415	294,585
		医療事業収入	11,396,000	10,776,795	619,205
		借入金利息補助金収入	1,800,000	1,797,508	2,492
		経常経費寄附金収入	1,559,000	1,861,319	△ 302,319
		受取利息配当金収入	6,927,000	6,999,511	△ 72,511
		その他の収入	20,125,000	20,207,614	△ 82,614
		事業活動収入計 (1)	3,239,616,000	3,246,495,988	△ 6,879,988
	支出	人件費支出	2,282,353,000	2,272,930,139	9,422,861
		事業費支出	410,848,000	390,767,472	20,080,528
		事務費支出	333,592,000	322,501,337	11,090,663
		就労支援事業支出	29,640,000	29,690,373	△ 50,373
		社会貢献事業費支出	400,000	382,530	17,470
		利用者負担軽減額	348,000	256,875	91,125
		支払利息支出	2,221,000	2,219,465	1,535
		その他の支出	15,967,000	15,905,835	61,165
	事業活動支出計 (2)	3,075,369,000	3,034,654,026	40,714,974	
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)		164,247,000	211,841,962	△ 47,594,962
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	4,258,000	4,258,000	0
				11	△ 11
		施設整備等収入計 (4)	4,258,000	4,258,011	△ 11
	支出	設備資金借入金元金償還支出	24,016,000	24,016,000	0
		固定資産取得支出	53,791,000	55,958,100	△ 2,167,100
		固定資産除却・廃棄支出	3,228,000	3,164,808	63,192
		ファイナンス・リース債務の返済支出	5,747,000	5,745,960	1,040
		施設整備等支出計 (5)	86,782,000	88,884,868	△ 2,102,868
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)		△ 82,524,000	△ 84,626,857	2,102,857
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	115,362,000	115,364,542	△ 2,542
		その他の活動による収入	170,000	169,047	953
		その他の活動収入計 (7)	115,532,000	115,533,589	△ 1,589
	支出	積立資産支出	208,634,000	208,613,580	20,420
		その他の活動による支出	276,000	276,000	0
		その他の活動支出計 (8)	208,910,000	208,889,580	20,420
		その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	△ 93,378,000	△ 93,355,991	△ 22,009
	予備費支出 (10)		0	—	0
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△ 11,655,000	33,859,114	△ 45,514,114	
前期末支払資金残高 (12)		994,998,329	994,998,329	0	
当期末支払資金残高 (11)+(12)		983,343,329	1,028,857,443	△ 45,514,114	

法人単位 事業活動計算書

(自) 令和 7 年 4 月 1 日 (至) 令和 8 年 3 月 31 日

(単位: 円)

勘定科目			当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	1,059,043,940	1,010,971,376	48,072,564
		保育事業収益	1,148,933,054	1,076,389,049	72,544,005
		就労支援事業収益	28,026,397	25,617,029	2,409,368
		障害福祉サービス等事業収益	175,673,435	182,202,858	△ 6,529,423
		生活保護事業収益	793,176,415	762,508,266	30,668,149
		医療事業収益	10,776,795	10,240,743	536,052
		経常経費寄附金収益	1,861,319	1,699,121	162,198
		その他の収益	2,256,356	7,812,904	△ 5,556,548
		サービス活動収益計 (1)	3,219,747,711	3,077,441,346	142,306,365
	費用	人件費	2,280,905,177	2,209,728,971	71,176,206
		事業費	390,767,472	382,764,557	8,002,915
		事務費	324,254,069	269,454,400	54,799,669
		就労支援事業費用	29,872,952	27,512,507	2,360,445
		社会貢献事業費	382,530	424,458	△ 41,928
利用者負担軽減額		256,875	250,382	6,493	
減価償却費		203,860,603	200,885,592	2,975,011	
国庫補助金等特別積立金取崩額		△ 93,010,722	△ 94,499,334	1,488,612	
サービス活動費用計 (2)	3,137,288,956	2,996,521,533	140,767,423		
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		82,458,755	80,919,813	1,538,942	
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	1,797,508	1,971,716	△ 174,208
		受取利息配当金収益	6,999,511	882,225	6,117,286
		その他のサービス活動外収益	17,951,258	29,295,068	△ 11,343,810
		サービス活動外収益計 (4)	26,748,277	32,149,009	△ 5,400,732
	費用	支払利息	2,219,465	2,457,590	△ 238,125
		その他のサービス活動外費用	15,905,835	15,136,475	769,360
		サービス活動外費用計 (5)	18,125,300	17,594,065	531,235
	サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)		8,622,977	14,554,944	△ 5,931,967
経常増減差額 (7)=(3)+(6)		91,081,732	95,474,757	△ 4,393,025	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	4,258,000	27,822,000	△ 23,564,000
		固定資産受贈額	1		1
		固定資産売却益	10		10
		その他の特別収益		19,600	△ 19,600
		特別収益計 (8)	4,258,011	27,841,600	△ 23,583,589
	費用	固定資産売却損・処分損	3,189,749	4,674	3,185,075
		国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	△ 24,898		△ 24,898
		国庫補助金等特別積立金積立額	568,000	24,132,000	△ 23,564,000
		特別費用計 (9)	3,732,851	24,136,674	△ 20,403,823
	特別増減差額 (10)=(8)-(9)		525,160	3,704,926	△ 3,179,766
当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)		91,606,892	99,179,683	△ 7,572,791	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)		1,882,594,170	1,878,191,487	4,402,683
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)		1,974,201,062	1,977,371,170	△ 3,170,108
	基本金取崩額 (14)				
	その他の積立金取崩額 (15)		105,087,000	37,650,000	67,437,000
	その他の積立金積立額 (16)		189,283,000	132,427,000	56,856,000
	次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)		1,890,005,062	1,882,594,170	7,410,892

法人単位 貸借対照表

令和 8 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

資産の部				負債の部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増 減	勘定科目	当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	1,287,691,282	1,157,148,516	130,542,766	流 動 負 債	392,430,706	295,344,308	97,086,398
現金預金	960,913,582	879,544,151	81,369,431	事業未払金	189,281,065	114,985,835	74,295,230
事業未収金	263,664,789	218,852,355	44,812,434	その他の未払金	15,793,881	3,710,950	12,082,931
未収補助金	56,056,599	51,584,924	4,471,675	1年以内返済予定設備資金借入金	24,016,000	24,016,000	0
貯蔵品	20,708	12,390	8,318	1年以内返済予定リース債務	6,405,960	5,085,960	1,320,000
仕掛品	117,173	219,345	△ 102,172	預り金	11,008,582	12,409,906	△ 1,401,324
立替金	190,000	151,552	38,448	職員預り金	40,964,218	29,057,657	11,906,561
前払金	397,930	361,736	36,194	前受収益	0	12,000	△ 12,000
前払費用	4,661,581	4,667,569	△ 5,988	賞与引当金	104,961,000	106,066,000	△ 1,105,000
前払費用(一年基準)	1,677,920	1,763,494	△ 85,574				
徴収不能引当金	△ 9,000	△ 9,000	0				
固 定 資 産	4,760,060,487	4,809,988,435	△ 49,927,948	固 定 負 債	516,453,611	532,064,463	△ 15,610,852
基本財産	1,749,843,672	1,855,576,102	△ 105,732,430	設備資金借入金	237,731,000	261,747,000	△ 24,016,000
建物	1,749,843,672	1,855,576,102	△ 105,732,430	リース債務	15,849,900	16,315,860	△ 465,960
その他の固定資産	3,010,216,815	2,954,412,333	55,804,482	退職給付引当金	261,010,036	252,053,928	8,956,108
建物	587,255,949	600,588,655	△ 13,332,706	役員退職慰労引当金	729,000	702,000	27,000
構築物	88,228,408	90,676,851	△ 2,448,443	その他の固定負債	1,133,675	1,245,675	△ 112,000
機械及び装置	11,102,223	12,732,893	△ 1,630,670	負債の部合計	908,884,317	827,408,771	81,475,546
車輛運搬具	967,188	867,623	99,565	純資産の部			
器具及び備品	108,309,736	125,820,997	△ 17,511,261	基 本 金	240,968,676	240,968,676	0
有形リース資産	8,613,000	3,861,000	4,752,000	第1号基本金	240,968,676	240,968,676	0
権利	1,924,698	1,924,698	0	国庫補助金等特別積立金	1,160,909,517	1,253,377,137	△ 92,467,620
ソフトウェア	3,945,368	5,651,314	△ 1,705,946	その他の積立金	1,846,984,197	1,762,788,197	84,196,000
無形リース資産	13,642,860	17,540,820	△ 3,897,960	人件費積立金	191,400,000	191,400,000	0
退職給付引当資産	261,010,036	252,053,928	8,956,108	施設・設備整備積立金(措置)	540,639,950	503,288,950	37,351,000
人件費積立資産	191,400,000	191,400,000	0	都施設・設備整備積立金	136,511,780	132,821,780	3,690,000
施設・設備整備積立資産(措置)	540,639,950	503,288,950	37,351,000	施設設備整備積立金	131,193,000	118,000,000	13,193,000
都施設・設備整備積立資産	136,511,780	132,821,780	3,690,000	人件費積立金(保育)	171,450,000	171,450,000	0
施設設備整備積立資産	131,193,000	118,000,000	13,193,000	保育所施設・設備整備積立金	634,140,814	587,039,239	47,101,575
人件費積立資産(保育)	171,450,000	171,450,000	0	都・市保育所施設設備整備積立金	0	8,339,575	△ 8,339,575
保育所施設・設備整備積立資産	634,140,814	587,039,239	47,101,575	移行時特別積立金	18,269,454	27,069,454	△ 8,800,000
都・市保育所施設設備整備積立資産	0	8,339,575	△ 8,339,575	工賃変動積立金(就労)	1,892,934	1,892,934	0
移行時特別積立資産	18,269,454	27,069,454	△ 8,800,000	設備等整備積立金(就労)	5,936,265	5,936,265	0
工賃変動積立資産(就労)	1,892,934	1,892,934	0	授産時不況時保証積立金	9,122,265	9,122,265	0
設備等整備積立資産(就労)	5,936,265	5,936,265	0	授産時機械設備積立金	6,427,735	6,427,735	0
授産時不況時保証積立資産	9,122,265	9,122,265	0	次期繰越活動増減差額	1,890,005,062	1,882,594,170	7,410,892
授産時機械設備積立資産	6,427,735	6,427,735	0	(うち当期活動増減差額)	91,606,892	99,179,683	△ 7,572,791
差入保証金	26,871,200	26,871,200	0				
長期前払費用	1,251,952	2,924,157	△ 1,672,205				
その他の固定資産	50,110,000	50,110,000	0	純資産の部合計	5,138,867,452	5,139,728,180	△ 860,728
資産の部合計	6,047,751,769	5,967,136,951	80,614,818	負債及び純資産の部合計	6,047,751,769	5,967,136,951	80,614,818

財 産 目 録

令和 8 年 3 月 31 日現在

I 資 産 の 部		6, 047, 751, 769 円
(1) 流 動 資 産	1, 287, 691, 282 円	
(2) 固 定 資 産	4, 760, 060, 487 円	
ア 基本財産	1, 749, 843, 672 円	
イ その他の固定資産	3, 010, 216, 815 円	
II 負 債 の 部		908, 884, 317 円
(1) 流 動 負 債	392, 430, 706 円	
(2) 固 定 負 債	516, 453, 611 円	
III 差 引 純 資 産		5, 138, 867, 452 円

※ 拠点毎の報告を含め、詳細をホームページにて公表しています。
また法人本部及び各施設の事務所に閲覧可能です。

独立監査人の監査報告書

令和 8 年 5 月 28 日

社会福祉法人 村 山 苑
理事長 相原 弘子 殿

植田哲公認会計士事務所
東京都小平市
公認会計士

植田 哲 

中村公認会計士事務所
東京都立川市
公認会計士

中村 徹 

<計算関係書類監査>

監査意見

私たちは、社会福祉法第 45 条の 28 第 2 項第 1 号及び社会福祉法施行規則第 2 条の 30 第 1 項の規定に基づき、社会福祉法人村山苑の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの令和 7 年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第 7 条の 2 第 1 項第 1 号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第 2 号イ (1) に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ (1) に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第 29 条第 1 項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第 30 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号並びに第 7 号に規定する書類に限る。）の項目をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類のうち監査意見の対象とされていない部分並びに、財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の遂行を監視することにある。

私たちの計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断

を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜財産目録に対する意見＞

財産目録に対する監査意見

私たちは、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人村山苑の令和8年3月31日現在の令和7年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私たちは、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私たちの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

令和8年5月28日

社会福祉法人 村 山 苑
理事長 相原 弘子 殿

監事

岡部 雅人

監事

宮田 敏行

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

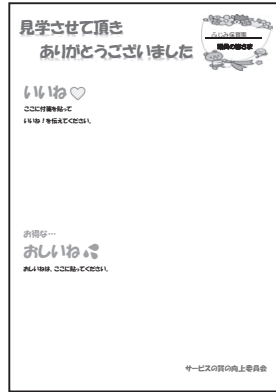
(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人公認会計士 植田 哲氏、公認会計士 中村 徹氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

施設や同種別の施設を見学し、交流することで多くの職員が多様な視点から意見が出され、自ら施設をよりよくするためのものです。各施設が風通しの良い職場環境とケアの質の向上を目指していききたいとがんばっています。

この委員会は4年目を迎えますが、取り組みを始めて1年ごとに風通しが良くなっている部分とまだ時間がかかりそうだと感じる部分とがあります。しかし、それぞれの施設が少しずつ変わってきています。職員の皆様の積極的な交流参加が、施設全体の「風通しの良い場所」につながり、他施設を知る良い機会になればと考えています。



いいね台紙

研修委員会

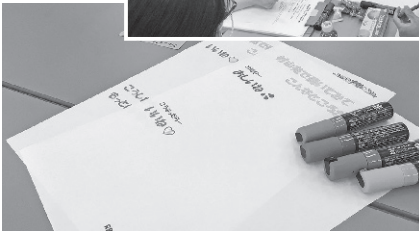
働きやすい職場環境づくり

研修委員 吉田 綾香

村山苑は福祉サービスの質の向

上に向け、様々な研修を年間を通して実施し、人材育成を図っています。研修については研修委員会で、各施設の担当者が中心となり、年間テーマに沿った研修を実施・運営を行っています。今年度は「働きやすい職場環境づくり」をテーマに掲げ、職員一人一人が安心して働き続けられる職場を目指して活動をすすめています。働きやすい職場とは、業務が円滑にすすむだけでなくお互いを尊重し相談がしやすい環境であることが大切です。

先日、実施した新任職員フォローアップ研修でも自身の施設の「良いところ」「もっと良くとできるところ」を挙げていただき多職種混合のグループ内で話し合いを行いました。



その中で、「新たな発見があった」や「自身の施設に持ち帰って話して合ってみよう」など様々な意見を聞くことができました。日々の業務を行いながら研修の運営を行っていくことは大変なことも多くありますが、あまり関わってこなかった職種や立場の方の意見を聞くことで私自身も新たな発見がありました。今後も研修委員会では、一人一人の学びや気付きを大切に、実践に繋げることにより良いサービスの提供ができるような研修の実施をしていきたいと思います。

広報委員会

地域と未来へつなぐ、

私たちの挑戦

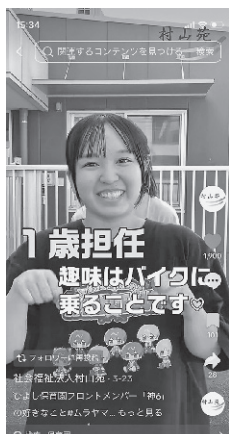
広報委員長 高橋 寛

私たち広報委員会は、村山苑の理念や現場の温かな魅力を広く外部へ発信し、地域社会との確かな絆を育むことを目的に活動しております。

今年度は、地域との新たなつながりを深めるため、法人公認キャラクターの公募から生まれた特製シールを企画いたしました。「コードモナツマツリ」や「ふりば」などの場を通じて地域の皆様へお届けし、世代を超えて親しまれる法人づ

くりにお励みください。また、未来の仲間との素晴らしい出会いを創出すべく、TikTokやYouTubeを活用した動画制作にも注力し、現場のいきいきとした職員の姿を発信中です。

時代の変化をしなやかに受け止めながら、私たちが大切にしていた温もりをより多くの方々へ届けてまいります。今後とも、皆様の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



ボランティア・職場体験

福祉事業センター 根本 佑貴

令和8年7月、日本体育大学桜華高等学校の生徒の皆さんが「課題解決型学習（総合的な探求の時間）」の一環で当センターを訪問されました。生徒自らが地域課題に挑む本取組において、昨年は「LkTok」を活用したPR動画を作成していただきました。

当日は施設見学や事業説明を通じ、「利用者支援」に関する課題を共有。はじめは緊張した面持ちの生徒の皆さんでしたが、見学後は高校生なら



ではの柔軟で新鮮なアイデアが多く出され、本事業の魅力を見出す機会となりました。今後は生徒の皆さんと力を合わせ、共に課題解決に向けた取り組みを進めてまいります。

ほんちようケアセンター

ボランティア 鏑木 法子

ほんちようケアセンター開設間もなく、ボランティアを申し出ました。

当初は、職員さんのミーティングの時間に利用者さんと歌を唄って楽しんでました。

何年か後に、カラオケが入り卓球・創作等のクラブ活動が始まりました。水曜日の創作活動は先生の補助に入りしばらくして先生がお辞めになり後を引継ぐ形で今に至ります。当時、利用者さんの中に手芸の専門知識を持った方がおり教えていただくこともありました。今現在も創作は盛んです。作品が出来上がる度に皆さんとても喜ばれます。その笑顔が何よりの励みになっています。学生時代JRC（青少年赤十字）に所属、活動は校内外での奉仕活動です。ボランティアの原点はそこにあるのかもしれない。

現在、社協の本町福祉協力員会会員として又老健施設のコーラスボランティアに参加。社会参加のひとつとして微力ながら地域活動を、無理なく楽しみながら続けられたら良いと思っています。

「ふふふ広場」準備中

地域貢献委員会（居場所づくりチーム）

田島 博志

今年度、村山苑と地域の皆様が一体となって子どもの居場所づくりプロジェクトを進めています。「ふふふ広場」という名称も決まり、地域の子どもたちが気軽に過ごせる居場所として毎月第1水曜日15時～ハトホーム家族面会室にて、令和8年10月からスタートします。ぜひお越しください。



子どもの居場所 ふふふ広場

地域の大人が子どもを温かく迎える場所があって、誰もが居る場所がある広場として開設します。場所は、村山苑ハトホーム家族面会室（東村山町東土見町2丁目4-1 村山苑）です。お気軽にご来室ください。

ふふふ広場ってどんなところ？

安心して遊べる場所

お話を聞いたり、遊んだり、おしゃべりできる場所

別の小学校の児童も利用できる場所

参加費 無料

白時 毎月第1水曜日 15:00～ まで

場所 村山苑ハトホーム家族面会室（東村山町東土見町2丁目4-1 村山苑）

対象 小・中学生（保護者の見守り可）

お問い合わせ

主催：ふふふ広場プロジェクトチーム

電話：042-393-8496（村山苑）

042-393-7974（ハトホーム）

（受付時間：9:00～17:00）

https://www.net-nara.com/fufufu/

QRコード

Instagram: fufufu_2024

お昼ご飯お届け事業

今年度も東村山市内社会福祉法人連絡会のお昼ごはんのお届け事業に協力いたしました。

夏休みに給食が無くてお困りのひとり親家庭の小中学生に、東村山市内の社会福祉法人連絡会加入福祉施設で作ったお弁当を配達するというものです。

村山苑では、8月3日から8月28日までの期間、村山荘、さつき荘、つぼみ保育園、ふじみ保育園でお弁当を提供し、村山荘、さつき荘、ハトホーム、法人本部で配達をいたしました。



涼みどころを設置しています。 (9月30日まで)

暑さを避けて「ひと休み」していただけの場所を設置しています。

どなたでもお気軽にお立ち寄りください。



期間：令和8年7月1日～

令和8年9月30日

ハトホーム・第2ハトホーム

(9:30～16:30 土・日・祝日除く)

村山荘

(9:00～17:00 土・日・祝日除く)

ほんちようケアセンター

(10:00～16:00 日・祝日除く 9/27まで)

受付にてお声かけください。



村山苑が経営している施設

- 〒189-0024 東京都東村山市富士見町2-7-5
● 法人本部 ☎ 042-393-8496
- むらやまえん 生活相談所 ☎ 042-313-0301
- 村山荘(救護施設) ☎ 042-391-1262
- ハトホーム(特別養護老人ホーム) ☎ 042-393-7574
- 第2ハトホーム(特別養護老人ホーム) ☎ 042-306-2320
- 福祉事業センター(障害福祉サービス事業) ☎ 042-395-3636
- ふじみ保育園(保育所) ☎ 042-394-9936
- 〒189-0024 東京都東村山市富士見町2-8-2
● さつき荘(救護施設) ☎ 042-396-2244
- 〒189-0024 東京都東村山市富士見町2-2-2
● つぼみ保育園(保育所) ☎ 042-393-6400
- 〒189-0014 東京都東村山市本町3-43-1
● ほんちよう保育園(保育所) ☎ 042-399-2100
- ほんちようケアセンター(高齢者施設) ☎ 042-399-2102
- 〒186-0003 東京都国分寺市戸倉2-27-6
● ひよし保育園(保育所) ☎ 042-843-0202

あとがき

このたびの熊本県での地震や千葉県をはじめとする各地での記録的な豪雨により、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と平穏な日々を訪れを深く祈念いたします。

今年の夏は、突然の局地的な豪雨や厳しい酷暑など、目まぐるしい気候の変化に体調管理のご苦労も多かったのではないのでしょうか。今号では令和七年度の事業・決算報告のほか、高校生の新鮮なアイデアが光る探求学習の受け入れといった職場体験、十月からスタートする子どもの居場所「ふふふ広場」など、地域や若い力と共に進める新たな歩みをご紹介いたしました。これから人も人と人のつながりを大切に、誰もが気軽に立ち寄り安心して過ごせる地域づくりに貢献できるよう、職員一同心を新たに取組んでまいります。季節の変わり目、どうぞご自愛のうえお過ごしください。(Y・S)

表紙の写真

「初夏の江の島」

提供者 井浦 博夢

本誌は本人同意のもとに写真・作品等を掲載しております。

* * *
ご意見・ご感想等お気付きの点がございましたら、左記へお寄せ下さい。

令和八年九月吉日 発行
東京都東村山市富士見町二七五
社会福祉法人 村山苑
発行者 相原 弘子
印刷所 東京都同胞援護会事務局
東京都墨田区両国四一八